

三大疾病保障特約付住宅ローン 商品説明書

平成18年7月31日現在

商品名	・三大疾病保障特約付住宅ローン
対象商品	「しがぎんスーパー住宅ローン」「しがぎんスーパー総合ローン」「しがぎんセレクトリフォームローン」 三大疾病保障特約付住宅ローンは上記の対象商品に、下記の保障が付帯したローンです。
お使いみち	・ご自宅の購入・新築資金、増改築や他行・他社の借換資金。 対象商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は、店頭にご用意する各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。
ご利用いただける方	・上記対象商品を新規にお借り入れいただく方で、お借入時の年齢が満20歳以上45歳以下の方。 (がん保障特約付のみの場合は、お借入時の年齢が満20歳以上65歳未満の方。)
ご融資金額	100万円以上5,000万円以内(10万円単位) ただしセレクトリフォームローンは10万円以上1,000万円以内(1万円単位) お借入金額が3,000万円超の場合は、所定の診断書をご提出いただきます。
お借入金利	上記対象商品の店頭金利+年0.3% (がん保障特約付のみの場合は、上記対象商品の店頭金利+年0.2%)
保障内容の選択	・保障プランは下記の2種類から選択できます。 「死亡・高度障害」+「1.がん」+「2.急性心筋梗塞・脳卒中」+「3.入院一時金」 「死亡・高度障害」+「1.がん」

保障内容(概要)

平成18年6月現在

ご利用いただける方	【1.がん保障】 満20歳以上65歳未満の方
	【2.脳卒中・急性心筋梗塞保障】【3.入院保障(入院一時金)】 満20歳以上45歳以下の方
	上記年齢はローン実行時の満年齢です。 住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象とはなりません。 がん罹患したことのある方はご加入いただけません。また、お客さまの告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。
保障内容	【1.がん保障】 保障の開始日以降に、生まれて初めてがんを罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。 「悪性黒色腫を除く皮膚がん」及び「上皮内がん」はがん診断給付金の対象とはなりません。

	<p>【2.脳卒中・急性心筋梗塞保障】 保障の開始日以降に脳卒中もしくは急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上所定の状態が継続したと医師によって診断された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務返済に充当されます。</p> <p>【3.入院保障（入院一時金）】 保障の開始日以降に病気やケガで入院した場合、入院費用保険金 10 万円が入院一時金として支払われます。また、入院中のローン返済相当額の保険金が、入院保障保険金として支払われます。 入院費用保険金のお支払いは、ローン期間を通算して12回を限度とします。保険金のお支払いは、1 回の入院につき 2 ヶ月分、ローン期間を通算して 36 ヶ月分を限度とします。（返済日に入院していることが必要です。） 入院が終了した日の翌日から 180 日以内の再入院は、同一の入院として取り扱われ、保険金の支払いが制限される場合があります。詳細は、加入申込書お客さま控え裏面の重要事項にてご確認ください。</p>
保障の開始日	<p>【1.がん保障】 融資実行日から 91 日目</p> <p>【2.脳卒中・急性心筋梗塞保障】【3.入院保障（入院一時金）】 融資実行日から 3 ヶ月を経過した日の翌日</p>
保障が終了する場合	<p>【1.がん保障】 ・保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき ・満 75 歳 6 ヶ月に到達したとき</p> <p>【2.脳卒中・急性心筋梗塞保障】【3.入院保障（入院一時金）】 ・保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき ・満 75 歳 6 ヶ月に到達したとき ・通算して 36 ヶ月分の保険金が支払われたとき</p>
保険正式名称	<p>【1.がん保障】 団体信用生命保険特定疾病保障特約 型 この特約は、団体信用生命保険の特約としてご加入できます。</p> <p>【2.脳卒中・急性心筋梗塞保障】【3.入院保障（入院一時金）】 入院時のみ担保特約、就業不能時入院費用担保特約、急性心筋梗塞診断給付金特約および脳卒中診断給付金特約付帯就業不能信用費用保険</p>
引受保険会社	<p>【1.がん保障】 カーディフ生命保険会社</p> <p>【2.脳卒中・急性心筋梗塞保障】【3.入院保障（入院一時金）】 カーディフ損害保険会社</p>
ご注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金・診断給付金のお支払いには制限条件がございます。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」および「申込書兼告知書兼同意書」お客さま控え裏面の重要事項で詳細を必ずご確認ください。 ・ご不明な点については、「被保険者のしおり」に掲載の保険会社お問合せ先へご連絡ください。